

## 社会福祉法人松花苑 奨学金返済負担軽減支援制度規程

### （目的）

第1条 この規程は、長期雇用が期待できる有為な人材の確保及び定着を目的として設ける、奨学金返済負担軽減支援制度について定めたものである。

### （奨学金返済負担軽減支援制度）

第2条 奨学金返済負担軽減支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返済している職員に対して、法人が返済額の一部を補助するために、毎月の給与で手当を支給する制度のことをいう。

### （支援制度の対象者）

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- （1）就業規則第3条に定める正職員であること。
- （2）大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び高等学校の卒業生等（中途退学者を含む。）で、現に奨学金を返済している者であること。
- （3）正職員となってから、6年以内の者であること。ただし、正職員となった日以降に奨学金の返済開始日がある者は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算して6年以内であること。
- （4）第4条の書類を提出した者であること。

### （書類の提出）

第4条 支援制度の適用を受けようとする職員は、次の書類を法人が指定する日までに提出しなければならない。

- （1）奨学金の借入総額及び返済計画がわかる書類
  - （2）正職員となった月における奨学金の借入残高がわかる書類
- 2 支援対象者は、毎年、法人が指定する日までに、奨学金を返済していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返済計画等の変更があった場合には、速やかに法人に申し出なければならない。

### （奨学金）

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

- （1）日本学生支援機構の奨学金
- （2）地方公共団体、大学及び民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する学資金
- （3）その他法人が認めるもの

### （奨学金返済手当）

第6条 法人は、支援対象者の奨学金返済を補助するため、「奨学金返済手当」を支給する。

(支給期間)

第7条 奨学金返済手当は、正職員となった日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1箇月目とし、72箇月目となる月まで支給する。ただし、正職員となった日の属する月に返済猶予期間が経過していない場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月を1箇月目とし、72箇月目となる月まで支給する。

2 奨学金返済が前項の支給期間が満了するまでに終了した場合は、最終返済月まで支給する。

(支給額)

第8条 奨学金返済手当は、支給開始の1箇月目から36箇月目までは月額15,000円、37箇月目から72箇月目までは月額10,000円とする。ただし、本人の奨学金返済月額を超えての支給は行わないものとする。

(支給停止期間)

第9条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当する月については、奨学金返済手当は支給しない。

(1) 休職または休業により、要勤務日数の2分の1を超える日数の給与支給を停止する月（例：私傷病等による休職、育児休業等）

(2) 就業規則第79条(4)(出勤停止)以上の制裁処分を受けた月。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、就業規則の変更手続きに拠るものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。